

# 「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関する概要（企業等所属の会員に対する規定等の改正）

## I. 改正の背景

国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）（以下「IFAC」という。）における国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）（以下「IESBA」という。）は、2016年3月に、「情報の作成及び提供」及び「プレッシャー」に関してCode of Ethics for Professional Accountants（以下「IESBA倫理規程」という。）を改正し、同年7月には、「違法行為への対応」に関してIESBA倫理規程を改正した。

IFACの加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（Statements of Membership Obligations）4」により、原則として、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならないとされている。本会はIFACに加盟しており、現在の「倫理規則（注解を含む。以下同じ。）」及び「違法行為への対応に関する指針」等は、IESBA倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して作成されている。

そのため、倫理委員会では、IESBA倫理規程の改正を受け、「倫理規則」及び「違法行為への対応に関する指針」等に改正すべき点がないかどうかについて検討を行い、このたび、「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正について」として公表することとした。

改正の内容は、「II. 倫理規則改正規定等の概要」のとおりである。

## II. 倫理規則改正規定等の概要

### 1. 「情報の作成及び提供」及び「プレッシャー」に関する規定の改正

#### (1) 改正の背景

2016年3月にIESBA倫理規程の改正が行われ、企業等所属の職業会計士に対する規定のうち、「情報の作成及び提供」及び「プレッシャー」に係る規定の見直しが行われた。

これを受け、日本の規定においても同様の見直しを行い、以下の(2)のとおり、倫理規則を改正する。

#### (2) 主な改正内容

##### ① 情報の作成及び提供（倫理規則第36条、注解27等）

企業等所属の会員が、情報の作成及び提供に関与する場合の規定の見直しを行った。

##### (a) 対象範囲の明確化

- ・ 外部公表情報だけでなく、内部資料も含まれる。
- ・ 財務情報だけでなく、非財務情報も含まれる。
- ・ 文書での提供に限られない。

- (b) 関連する報告の枠組みに従って情報を作成・提供しなければならないが、誤った方向に導く意図をもって情報を作成・提供・省略してはならないことを明確化（財務制限条項への抵触を回避する目的で非現実的な見積りを使用するなど）。
- (c) 誤った方向に導く意図をもって、裁量権を悪用してはならない旨を明記（会計方針の選択、取引時期の選択等）
- (d) 予測情報の作成等、特に報告の枠組みがない場合には、情報の使用目的、提供背景、利用者を考慮することの重要性を明記
- (e) 他者が作成した情報を利用する場合であっても、自身が情報に関与するのと同じ義務を果たすために、どのような措置を行うべきかを職業的専門家として判断することを明記
- (f) 誤解を生じさせる情報への関与に直面した場合に、適切な対応を行うべきことを明記（社内規程の確認、上司等と協議し情報の訂正などを促す、内部監査人・外部監査人等との協議検討、辞職の検討など）
- (g) 文書化の推奨

## ② プレッシャー（倫理規則第 37 条、注解 28、付録 5 等）

情報の作成・提供に関するプレッシャーだけではなく、基本原則違反となるプレッシャー全般について規定を新設した。

- (a) 他者からのプレッシャーにより、基本原則違反を生じてはならない旨を明記
- (b) 基本原則違反となるプレッシャーを他者に与えることもできない旨を明記
- (c) 基本原則違反となるプレッシャーの例を明記
- (d) プレッシャーに直面した場合の対処方法に関するガイダンスを充実（上司等と協議、担当業務の変更要請、業務の辞退など）
- (e) 文書化の推奨

## (3) 適用

2020 年 4 月 1 日から適用（早期適用可）

## (4) 対象規定

- 倫理規則（改正）：第 36 条、第 37 条、注解 24、注解 27～30 の 2、付録 5

## 2. 「違法行為への対応」に関する規定の改正

### (1) 改正の背景

2016 年 7 月に IESBA 倫理規程が改正され、「違法行為への対応」に関する規定が新設された。これは、職業会計士が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益に資する行動を行うための規定として導入されたものである。この規定の導入により、職業会計士は、違法行為又はその疑いに対して見て見ぬふりをせず、もし気付いた場合で、違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持ったときには、依頼人又は所属する組織の経営者及び適切な場合には監査役等と協議を行うことなどにより、経営者又は監査役

等が、違法行為又はその疑いを阻止若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減し、まだ発生していない場合には違法行為を未然に防ぐことに資するよう行動することが期待されている。

当該 IESBA 倫理規程を踏まえて検討を行った結果、倫理委員会では、会計事務所等所属の会員に対する規定を先行して導入し、その後、企業等所属の会員に対する規定を導入することとした。会計事務所等所属の会員に対する規定は、2018 年 7 月に導入済みであり、今回の改正で、企業等所属の会員に対する規定を導入する。

日本における法制度も踏まえ、以下の(2)のとおり、倫理規則等を改正する。

## (2) 主な改正内容

### ① 「倫理規則」の改正

- ・ 企業等所属の会員が、所属する組織における専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、「違法行為への対応に関する指針」に従って対応すべき旨を規定した（第 43 条）。

※ 具体的な規定は、「違法行為への対応に関する指針」第 2 部において規定する。

### ② 「違法行為への対応に関する指針」の改正

- ・ 倫理規則第 43 条における委任規定に基づき、第 2 部を新設した。
- ・ 第 2 部の規定の概要は、以下のとおりである。

#### (a) 指針の構成

指針の構成

第 1 部 会計事務所等所属の会員における違法行為への対応

第 1 章 総則

第 2 章 財務諸表監査業務に従事する会計事務所等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

第 3 章 財務諸表監査業務以外の専門業務に従事する会計事務所等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

第 2 部 企業等所属の会員における違法行為への対応（新設）

第 1 章 総則

第 2 章 上級の職にある企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

第 3 章 上級の職以外の企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合の対応

定義

#### (b) 対象となる違法行為

- 違法行為とは（第 2 部第 2 項）

故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、所属する組織、その経営者、監

査役等、従業員等又は所属する組織の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為

➤ 対象となる法令の分類（第2部第5項）

- (i) 所属する組織の財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令
- (ii) 所属する組織の財務諸表の金額及び開示の決定に直接影響を及ぼさないが、事業運営若しくは事業継続のために、又は重大な罰則を科されないために遵守することが必要なその他の法令

[第2部が取り扱う違法行為に関連する法令の例示]（第2部第6項）

- ・ 不正、汚職及び贈収賄
- ・ マネー・ローンダリング、テロリストへの資金供与及び犯罪収益
- ・ 証券市場及び証券取引
- ・ 銀行業務並びにその他の金融商品及びサービス
- ・ 情報保護
- ・ 税金及び年金に係る債務及び支払
- ・ 環境保護
- ・ 公衆衛生及び安全

➤ 対象となる専門業務（第2部第1項）

企業等所属の会員が行う職業的専門家としての全ての業務が対象。当該業務を提供する際に気付いた違法行為又はその疑いが対象となる。

➤ 対象外となる違法行為（第2部第8項、第9項）

1. 明らかに重要性のない事項
2. 所属する組織の事業活動に関連しない個人の違法行為
3. 所属する組織（経営者、監査役等、従業員等又は所属する組織の指示の下で働く委託先業者等を含む。）以外の者による違法行為

(c) 上級職の定義

➤ 上級職の企業等所属の会員とは（第2部第13項）

取締役、監査役等並びに人的、財務的、技術的、物的及び無形の経営資源の取得及び配分並びに経営資源に対する支配に関して重要な影響力を行使し決定できる職位にある会員。

- ・ 少なくとも取締役、監査役、執行役及び会計参与が該当
- ・ 法令等で上記に準ずる権限が付されている理事・監事等も該当
- ・ 所属する組織内において、これらの地位に準ずる意思決定権限や重要な業務執行に関する権限を有する執行役員等も該当すると考えられる。（職業倫理に関する解釈指針

Q34-2)

(d) 企業等所属の会員が行うべき具体的な対応（第2部第2章及び第3章の各項）

次ページ以降のフローチャートを参照

③ 「職業倫理に関する解釈指針」の改正

- ・ 会員の実務の参考に資するため、「違法行為への対応に関する指針」第2部を適用するに当たってのQ&Aを追加した（Q34）。
- ・ 「違法行為への対応に関する指針」第2部の新設に伴い、形式的な字句修正を行った（Q31～33）。

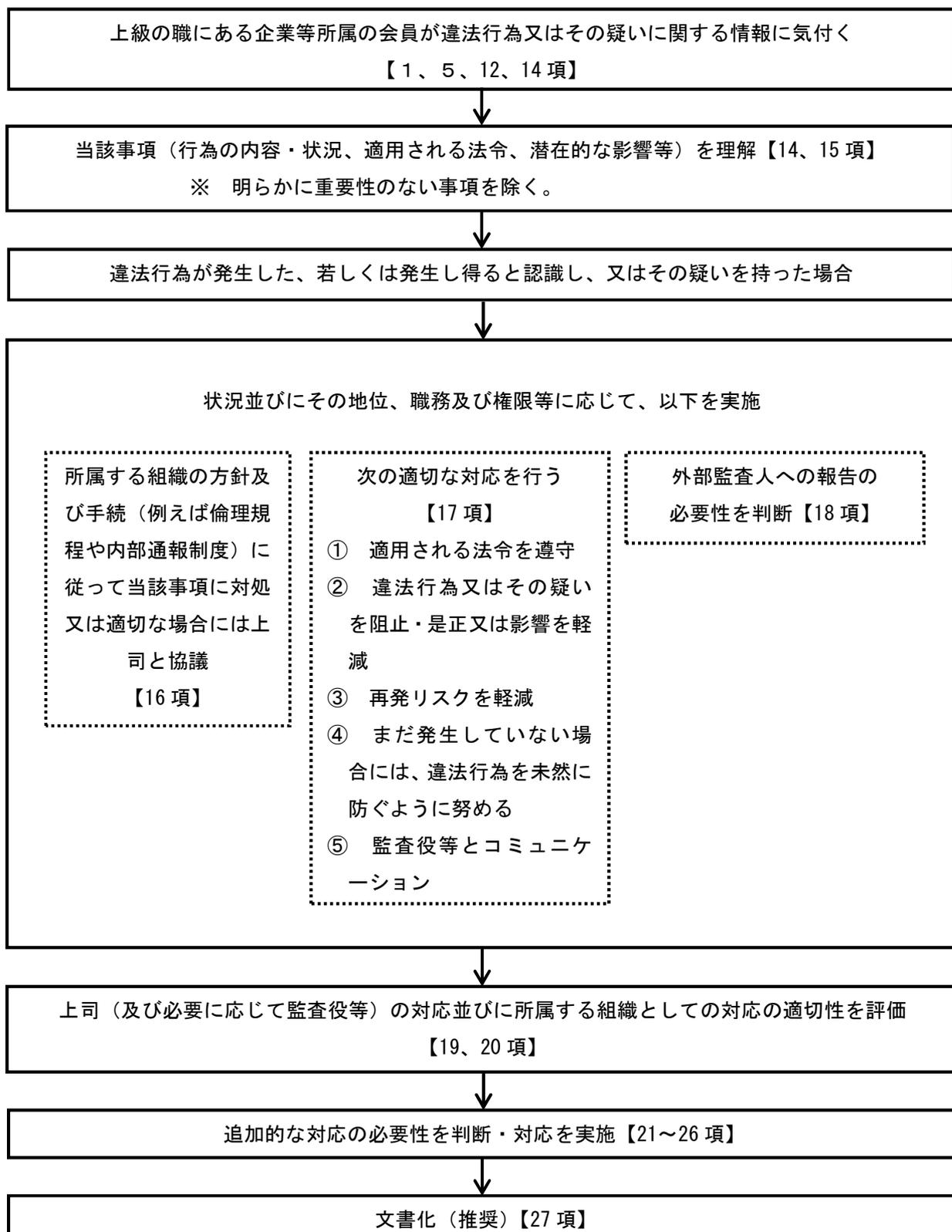
(3) 適用

2020年4月1日から適用（早期適用可）

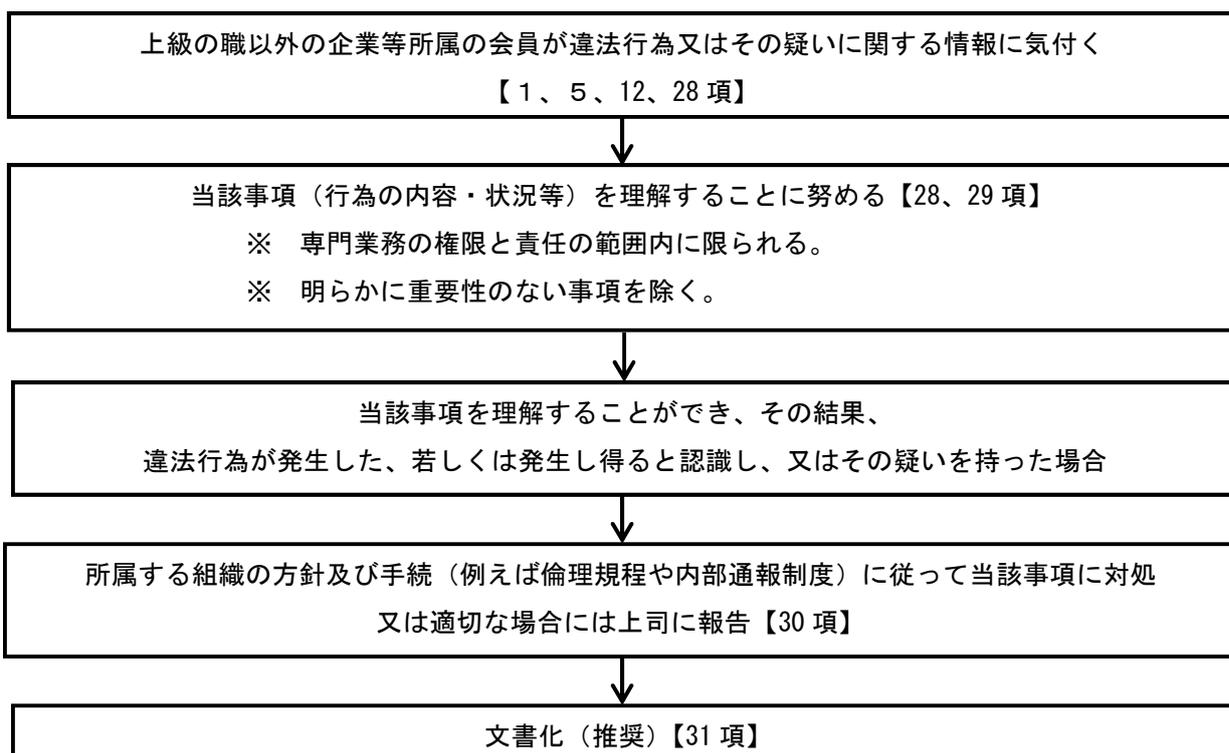
(4) 対象規定

- 倫理規則（改正）：第43条、別表
- 違法行為への対応に関する指針（改正）
- 職業倫理に関する解釈指針（改正）：Q31～34

■ 上級の職にある企業等所属の会員の場合



■ 上級の職以外の企業等所属の会員の場合



3. その他の主な改正

(1) 改正の背景及び内容

倫理規則第31条「監査法人の名称」の規定を削除した。本条は登録に関する規定であり、今般、本条に相当する規定を会則及び細則にて定めることとなったため、倫理規則から削除するものである。

(2) 対象規定

- 倫理規則（改正）：第31条

以 上